

企業会計基準委員会 御中

「収益認識に関する会計基準（案）」についてのコメント

2017年10月16日
石油連盟 財務専門委員会

貴委員会による表記公開草案に対するコメント募集につきまして、以下の通りコメントを提出させていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

質問 7-2（我が国に特有な取引等についての設例に関する質問）

本公開草案における我が国に特有な取引等についての設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

同意する。

なお、「第三者のために回収する額」（基準 第7項、第44項）に関しては、以下の理由により、最終案の設例においても揮発油税を例示しない取扱いをお願いしたい。

- 揮発油税は、販売に即して課税されるものではなく、製造場からの移出又は保税地域からの引き取り時点で課税（蔵出し税）されるものであり、販売店等から売上債権が回収できない場合であっても、既に納付した税額に係る還付規程がないなど、石油精製・元売会社が回収リスクを負っていること。
- 石油精製・元売会社は、揮発油税について、棚卸資産を販売可能とするための不可避なコストとして、販売原価の一部を構成するものとして取り扱っていること。

上記の観点から、揮発油税は「第三者のために回収する額」とは判断されず、税相当額を取引価格として認識すべきものとする。

以上